

令和 6 年
12 月 舟橋村議会定例会会議録（第 2 号）

令和 6 年 1 2 月 9 日（月曜日）

議 事 日 程

令和 6 年 1 2 月 9 日 午前 1 0 時 0 0 分 開議

日程第 1 村政一般に対する質問並びに議案第 3 7 号から議案第 4 5 号まで
（一般質問・質疑、常任委員会付託）

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議事日程のとおり

出席議員（7 名）

1 番	小 杉 知 弘
2 番	古 川 元 規
3 番	加 藤 智恵子
4 番	田 村 馨
5 番	森 弘 秋
6 番	竹 島 貴 行
7 番	前 原 英 石

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	渡 辺	光
教 育	長	土 田	聡
総 務 課	長	山 崎	貴 史
生 活 環 境 課	長	田 中	勝
会 計 管 理 者		林	輝
代 表 監 査 委 員		川 崎	正 夫

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 松 本 良 樹

午前 10 時 00 分 開議

○議長（前原英石） ただいまの出席議員数は 7 人です。定足数に達していますので、令和 6 年 12 月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第 37 号から議案第 45 号まで

○議長（前原英石） 日程第 1 議案第 37 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件から議案第 45 号 令和 6 年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）まで 9 件を一括議題とします。

（一般質問及び質疑）

○議長（前原英石） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

田村 馨議員。

○4 番（田村 馨） おはようございます。4 番田村馨です。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

今回は、中学生や高校生をはじめとした若者が闇バイト等の犯罪に関わることを防ぐための取組についてお伺いします。

最近、闇バイトで集められたと見られる者たちによる強盗事件や特殊詐欺が横行していると連日のように報道されています。中でも 10 代や 20 代の若者が SNS の甘い募集に応募して、事件に巻き込まれるケースが少なくないと言われています。

闇バイトと呼ばれていますが、れっきとした重罪に類する犯罪であり、それに応募して犯罪に手を染める若者や被害に遭われている方が後を絶たない現実に対して、社会全体として対応が求められているといっても過言ではありません。

最初の入り口は、お金に困り、SNS をのぞく程度の軽い気持ちなのかもしれませんが、一旦アクセスすると脅しのネタを吸い取られ、逃れられなくなり、最終的に凶悪犯罪の実行犯となってしまう、大きな罪と大きな傷を残してしまいます。

S N Sという現代特有のツールを使って気軽に犯罪に加担している状況から、入り口となっているこのS N Sの適切な利用の仕方や巧妙に仕組まれた犯罪の手口、影響などの実例学習、これが重要ではないかと思われます。

楽をしてお金を稼ぎたいという若者を集めて、まず豪勢な生活を見せ、多くの若者が参加していることで安心させます。そして、「自分も」という気持ちを起こさせ、危ない副業の手伝いなどに加担させられる現金プレゼント詐欺などもあるそうです。

犯罪の手口も日々変化しており、自分は引っかからないと思っている生徒や若者も、ついつい引っかかってしまいます。

この闇バイトを含む犯罪の危険性については、正しく理解する機会も重要であります。学校においては、闇バイト等の犯罪に関する具体的な事例を取り上げながら、その危険性について指導するなど、闇バイト等の犯罪に関わることを予防するための直接的な教育機会が必要ではないでしょうか。

そこで、今後、若者たちが闇バイト等の犯罪に関わることを未然に防止する取組について、本村としてどう対応していくのかお伺いいたします。

○議長（前原英石） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） それでは、私のほうから、4番田村議員のご質問にお答えいたします。

現在、S N Sを通して、闇バイトだけでなく、性犯罪やいじめなどの様々な問題が出てきております。これは日本だけではなく、他国においても同様の状況にあります。

議員もご承知かと思いますが、先日、オーストラリアでは16歳未満の子どものS N Sを禁止する法案が可決されていますし、国会では石破総理大臣が、高額な報酬の支払いを示唆して犯罪の実行者を募集する投稿が確実に削除されるよう、S N S事業者に対する働きかけを行うほか、投稿者に対する個別警告など、取組を強化していくと答弁しているように、法的な規制が強化されていくのではないかと考えています。

それでは、教育の現場ではどのような対応をしていくかということですが、学校では情報モラル育成のために、小学校でルールやマナー、個人情報とプライバシー、著作権など具体的な場面に即しながら、状況に応じて指導しております。また、学習用タブレットでは、「タブレット端末活用のルール」を配布し、家庭の理解と協力を求めています。

中学校では、ネットトラブル防止教室の開催や学級での指導を通して学ぶ機会をつく

っています。また、メディアチェックカードを使った利用内容と時間帯などの確認を行い、適切な活用となるよう助言を行っています。

毎年小学校5年生と中学校2年生が参加して行っております地域学校保健委員会でも、今年度は「マイベスト生活リズムをつくろう」の取組を通して、メディアとの関わりを考えるきっかけとなっております。

学校では、以上のような取組を行い、適切な活用等を指導しておりますが、SNSを利用するのは、あくまで学校外でのことになるかと思います。学校のほうでは、家庭での児童生徒の活用の仕方を把握できません。

これに関しては、保護者の方がご家庭で把握するとともに、家庭でルールをつくることなどを行っていく必要があります。そのために、日々変化し続けていく情報社会の情報を保護者の皆様にお伝えしていきたいと思います。

学校では、情報活用能力の重要な要素である、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度、つまり情報モラルですが、これが身につくように指導していきます。そして、情報発信による他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピューターなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなどを身につけ、将来の新たな機器やサービスあるいは危険の出現にも適切に対応できるような子どもを育成していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前原英石） 田村 馨議員。

○4番（田村 馨） 答弁、ありがとうございます。

今回のこの質問なんですが、闇バイト等の犯罪から少年たちを守るためには、学校などの関係機関と警察などと連携し、防犯教室、あるいは非行防止教室などの場を利用して、SNSなどを利用した犯罪の発生状況、あるいは少年を犯行に誘い込む手口などについて積極的に情報発信をするとともに、少年たちに向けて分かりやすく作成した資料などを用いて広報啓発活動を行うなど、少年を犯罪に加担させないための対策が必要であると考えます。学校において青少年を犯罪から守る取組、今後お願いいたします。

さて一方、この闇バイト強盗などと呼ばれているわけですが、こういった事件は高齢の方が被害者となるケースがほとんどであります。

幸い村内ではこういった事件の発生はありませんが、富山県内においては、金融庁の

職員や警察官などを名のって、高齢者からキャッシュカードを奪い、現金１７０万円余りをだまし取ったとして、県外在住の若者３名が逮捕されています。そして、ＳＮＳ上の闇バイトに応募したなどという趣旨の供述をしているということでもあります。

さて、他の自治体では、このような事態を防ぐために、自宅に防犯カメラなどの防犯機器を取り付けることがあると思いますが、そういった費用の一部を公費で助成するというような施策を行っているところもあります。

それで再質問なんですが、当村においてこういった策が考えられないかお伺いしまして、私からの質問を終わります。

○議長（前原英石） 山崎総務課長。

○総務課長（山崎貴史） 田村議員の再質問に対して答弁させていただきます。

村では今のところ防犯カメラの検討等を進めておりませんが、ご提案がありましたとおり、来年度の予算等に計上できないか、いろいろちょっとまた含めて検討したいと考えております。

以上です。

○議長（前原英石） 加藤智恵子議員。

○３番（加藤智恵子） 改めまして、おはようございます。議席番号３番、加藤智恵子です。

通告に従いまして、３点質問させていただきます。

村長就任から２年がたち、折り返し地点というタイミングで、視察の成果や今後の計画をお伺いし、村の未来を教えてくださいたいと考えて質問させていただきます。

行政の取組は、短期的な成果だけでなく、長期的な視点や他の地域との連携もとても重要になることから、追加や修正などが必要になり、村長のご苦勞が推察されるところです。

そこで、まず初めに、村長に就任されてから２年間で、公約に掲げられた目標の進捗状況についてお伺いします。特に、よかったことや苦勞したこと、見直しが必要な点があればお聞かせください。

次に、サンフラワープロジェクトについてです。

地鉄電車が走る線路沿いに広がるヒマワリ畑が車窓からきれいに見えました。電車を利用される村内外の方々から、舟橋、いいね。ヒマワリ、いいね。ヒマワリの花は見る

人を笑顔にするよねなどと声をかけていただくことがありました。思わず、関係人口が増えたなと実感したところです。

そこで、サンフラワープロジェクトの目的、成果、村民への影響についてどのように評価されておられるでしょうかお伺いします。

次に、行政視察の成果と今後の展開についてお伺いします。

これまでの視察で得られた成果や学びについて、特に印象深い事例を教えてください。

また、視察で得られた知見をどのように村の発展に生かしていられるご予定でしょうか。

村の特色を生かした課題への取組や新たなプロジェクトの計画があればお聞かせください。

以上、よろしくお願いします。

○議長（前原英石） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） それでは、2 番加藤議員のご質問に答弁をさせていただきます。

通告をいただいていた順に沿って答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1 点目になります。公約の進捗状況についてというご質問でございますが、まず公約についてであります。大きく分けまして4 つの方針に基づいて、先般の議員協議会においても、そのロードマップをお示しさせていただきました。そのロードマップに従って、ご質問の、特によかったこと、そして見直しが必要な点について、かいつまんでにはなりますが、答弁をさせていただきたいと思います。

特によかった点といたしましては、「公平で透明な役場づくり」という方針において他自治体との人事交流の取組についてが挙げられます。

私が感じておりますおぼろげな違和感というものは、この役場組織において改善点であるものと認識をしております。以前はその違和感に対して明確な改善策が見いだせないことが多々ありましたが、本年4 月より山崎総務課長が富山県より赴任いただいた以降は、県とのつながり、そして県職員の方々とのつながりを生かした様々な調査や県行政経験を基にした具体的な改善案の明示等々により、職場環境の改善や規則の明確化、庁内の手続の簡略化等々、庁舎内に多くのよい変化があったものとして感じておるところであり、同様に360 度評価を通じて多くの職員の方々からもそのようなお声をいただいております。

そして、もう一点挙げられるものとして、「未来へと持続する村づくり」における農

業従事者の高齢化・継承者問題への取組になります。

就任直後、国の方針の後押しもあり、現時点において舟橋村の農地の10年後の在り方の見通しが立ちつつあるところであり、約150ヘクタールの村内農地においては、3個人・法人に集約の方向性が固まったところでもあります。受けて、来年度以降は実効性の高い施策を進め、持続性ある舟橋村の農業の実現に向けて加速度的に取組を進めることができるものと認識しております。

そして、一方、「未来へと持続する村づくり」における、空き家を活用した創業支援については、見直しの必要があるものと感じております。

村内には、いわゆる特定空き家と呼ばれる家屋は、現時点では、ないという認識でございます。しかしながら、二十数戸の居住者がいらっしゃらない家屋はございます。いずれも管理者がおられるといった状況であり、かつ速やかに手放したいという意思表示は見受けられない状況ではあります。

適宜所有者並びに管理者の方への意思表示の確認は行えてはおりませんが、現時点においては、今ほど申し上げましたとおり、空き家の活用以前の状況であり、見直しが必要であると感じております。

そして、見直しというほどのことではありませんが、周辺医療機関との連携については、特にかみいち総合病院との連携においては、コロナ禍の対応などを踏まえて、その対応を経て、連携の練度は進んでいると感じております。組織対組織の連携としては、おおむね既に達成といったところではありますので、今後は村民の皆様が実際に通院しやすい環境を整えることで、村民の皆様の実態を踏まえての連携が熟されることが必要であると考えております。

そして、もう一点としては、ジェンダーギャップの解消についてです。こちらは県が主体となって、令和5年3月31日よりパートナーシップ宣誓制度を開始したことを受け、県内15市町村も同様の扱いとなっております。本制度はジェンダーギャップの解消に対しての大きな一歩であると感じております。今後はさらに多様な制度が必要となってくることも想定しながら、他自治体の情報等を注視していきたいと考えております。

以上、公約の進捗状況についての答弁とさせていただきます。

続いて、サンフラワープロジェクトについてになります。

まず、本プロジェクトの目的については4点定めさせていただきました。1点目は村の抱える課題解決。こちらは、いわゆる世代間を越えたコミュニケーションの醸成であ

ります。2点目は関係人口の創出、3点目は商業発展の振興、4点目は子どもたちに対しての学びの機会の創出とございました。

本年度が取組初年度であり、現時点において事業の経過途中であるため、3点目及び4点目については成果の講評が難しいものと考えております。

その上で、1点目の世代間を越えたコミュニケーションの醸成について、種まき、草むしり、収穫の工程には、延べ130名程度の参加をいただきました。参加人数につきましては、さらに多くの方に参加をいただきたいと願っておりますが、参加いただいた方々の年齢層に関して、小さなお子様から80代の方まで幅広い方々のご参加がいただけたことは大変うれしかったと感じておりますが、各工程においては作業に終始してしまい、十分なコミュニケーションの醸成に至らなかったと反省しております。

特段、種の取り外しの工程に関しては、比較的参加者間のコミュニケーションが取れていたように感じておりますが、各工程においての参加人数の設定とその推進、そしてコミュニケーションが醸成できる仕掛けは必要であるものとの認識に至りました。

先般、この件につきましては、庁舎内での振り返りミーティングを実施し、問題点を共有いたしましたところであります。来年度実施の際には、よりよいものにしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

そのほか副次的な効果としては、過去に幅広く村民の方々を対象とした事業はなかったこともあり、本事業については話題、会話のきっかけとなったことや、授業の一環として参加いただいた小学3年生においては、ヒマワリについて深く興味を持っていたいただき、そういった意味においては、想定外ではありましたが、学びの機会の提供には至ったと感じております。

2点目の関係人口の創出についてですが、効果測定を今年度は実施しておりませんが、実施場所を郵便局や図書館に確認しに来られた方々もおられたこと、県外から景観を眺めに来ていただいた方がいらしかったこと、SNSで発信された方もいらしかったということは確認ができております。少なからずとも効果はあったのではなかろうかと思っております。

一方で、全然見に来ている人がいなかったと言われる方も中にはおられますが、現地に向かったその瞬間でそのような判断に至っているものと思いますので、こちらの件に対しましては、来年度は効果測定ができるものにいたしたいと思っております。

以上が現時点での成果に対しての講評となります。

そして、村民の皆様への影響については、1点目の目的が特に影響を及ぼすものであると捉えておりますが、現在事業の認知も不十分といった状態であります。参加人数も少ない状態でありましたので、影響はあまり及ばせていないものと言わざるを得ません。本事業の1つ目の目的をさらに強く村民の皆様にお伝えしていくことが必要であると考えます。

ただし、その一方で、私の見立てに反し、そもそも村民間のコミュニケーション自体が求められていないということもよもやあり得るということも念頭に、今後この1点目の目的については高度な判断を進めてまいりたいと考えております。

以上、サンフラワープロジェクトの現時点での評価として答弁いたします。

最後に、行政視察の成果についてと今後の展開についてです。

この2年間に於いて、舟橋村として視察を行ったものとしては、茨城県境町、秋田県大館市、茨城県下妻市、八千代町の視察が挙げられます。全ての視察先において、先駆的な取組の一端を目で見て、現地の方に話を伺うことで大きな学びを得ることができたものと感じております。

その中から特筆するものとして、茨城県の下妻市、八千代町の視察になります。村の未来を描き、様々な施策を実行していく上で、避けて通れないものが予算立てであります。茨城県の境町の取組においては、まさに潤沢な予算の下、自動運転バスをはじめとする多くの施策が実行されていたことは、ご同行いただきました議員の皆様にもご理解がなされているものと考えております。

やはり多くの施策を実現するために、いかに税収を得ていくかは、きれいごとを抜きにして大変重要なものであると感じました。受けて、先般舟橋村においては、関係者の方々にお声がけをし、開催したセミナーにおいて下妻市のスズランロードハウスの生井さんが主体となって進めているふるさと納税寄附金の増収の取組をご紹介させていただきました。行政と地場の様々な生産者、そしてその間に入っている中間事業者が、ふるさと納税の制度を最大限活用し、寄附金の増額に取組を進めておられました。

現在そのスキームはいまだ活用し切れている自治体は少なく、先行者利益を得るためにも、当村においてできる限り早急にその環境を整える必要があると感じております。

詳細に関しては、先述のとおり、先行者利益が大きく作用する取組でありますので、この場で瑣末な部分までの説明は割愛いたしますが、資源の少ない自治体であってもあり余る効果が得られるものと期待しており、今後議会議員の皆様にもご理解を賜り、ぜ

ひとも実現の道筋を立てたいと考えております。

以上、行政視察の成果と今後の展開、展望についての答弁とさせていただきます、加藤議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石） 加藤智恵子議員。

○3番（加藤智恵子） 今ほどは、2年間でいかに精力的に活動、行動されたかということがとてもよく分かって、改めてすばらしいなと思います。そして、不足部分もちゃんと分析されているので、あとの2年間、十分具体的に活動できるんじゃないかと、ありがたく拝聴していました。

サンフラワープロジェクトで舟橋村初の地域おこし協力隊に参加された「にしけん」とかがおっしゃっていましたが、「舟橋村D A O」、これもとても、外からの意見も入っていたりして、あ、いい取組だなと実感していました。

それで、このプロジェクトに参加した人への特典の進呈を2つ考えているとおっしゃっていたので、そこをみんな、特に入浴券がもらえるみたいな、そういうのがあったので。それと、あとヒマワリの絵とか、何かそういうのがいろいろ書いてあったので、ぜひその辺を教えていただけたらいいかなと思います。

そして、これで私の一般質問は終わりたいと思います。

お願いします。

○議長（前原英石） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 改めて再質問に答弁をさせていただきます。

サンフラワープロジェクトの点に関して、参加に対しての、バーターじゃないですけども、そういったもののご質問になろうかというふうに感じましたが、そうです。

本年参加推進をして思ったのは、やはりまず認知度が少なかったというのはもちろん前提としてあるんですが、参加いただいた方々に対しては、その事業を通して得られた産物を本来は何かお返しという形でできたらなというふうには、もちろん感じております。

しかしながら、本年度やってみて分かったことではあるんですが、どの程度そういった産品を生み出すことができるかというのが、なかなか見通しでは立てづらかったということもありまして、今ほど申し上げられました、じゃ舟橋会館の入浴券とか、そういう形で案としては出たのは事実であります、やはり参加してもらうということが一丁目一番地として考えておりますので、この入浴券が欲しいからこの事業に参加すると

いうたてつけになると、またそれはそれで少しおかしいところが出てくるかもしれないので、そういったたてつけを壊さないように、あくまでもこのサンフラワープロジェクトに共感して、この舟橋村がよくなるためにという思いの下、参加していただいた方に対しては、まずはそういったこの事業としての産物を少しばかり返礼としてお渡しできるような仕組みがあればいいなと。

それでかなわない場合は、そういったプロジェクトの目的に背かないような範囲での心ばかりのものを、参加していただいた御礼として何かお渡しできればいいのかなというふうに思っておりますので、来年度は参加推進という位置づけでそういったものを考えていきたいと思いますが、もちろんこの前提としては、そのプロジェクトの趣旨に反しないようなものであったり、そういったサービスであったりというものを検討を深めていきたいというふうに思っておりますので、また事業が実施できるようになった際には、そういった部分に対しても注視していただきたいというふうに願っております。

以上で答弁とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（前原英石） 森 弘秋議員。

○5番（森 弘秋） 森です。私からは2点。

サンフラワープロジェクトの実績と今後の方向について。

今ほど加藤議員さんが話しされたように、加藤議員は大変な評価をされておりますけれども、私は少し辛い点を話したいと思います。

まず、村長の答えの中に、世代間を超えた参加人数130名。延べですよ、延べ。延べ130名。そんなに多くはないでしょう。130名といいますと、村民が3,000人おりまして、大人が半分ほどとしましても、僅か何%の人しか来ていない。まず、ここに、いやちょっと情けないかなということも視点に置きながら話したいと思います。

今年の6月議会で私は、村の、要するに観光地ですね、どのように組み立てるのかというふうに問いをしました。村長は、サンフラワープロジェクトは、今ほどありましたように関係人口が増えたと言っていますけど、関係人口は増やすことはもとより、満開のヒマワリを見ていただくことが挙げられると感じているというふうにおっしゃいました。そして、来年度以降、一定程度の面積が確保できれば、ヒマワリ畑を迷路にして遊べるように、またヒマワリ畑周辺で休憩が取れるようにする。さらに、人とのつながりを創出する事業であり、老若男女、誰でもが関わりが持てる。精神的な安心かつ環境

的な安全につながると考える。これはものすごく大事なことだ。精神的な安心かつ環境的な安全につながると考える。村長がこういうふうに言うておるんですよ。

いかがですか。少しは前に進みましたかね。うーんと、私はそう思うんですが。もう一つ、ロゴマークの予算をつけたんですが、ロゴマーク、どうなりましたかね。

ちょっと話は違いますけども、先日の新聞報道で、奈良県の御杖村が1億円の、駐車場を兼ねた観光トイレを造りましたという記事ですね。これはものすごい発想の転換。奈良県、だけど御杖は村です。私は人口は調べておりませんけども。

これはやっぱり村の人たちの発想の転換なんですよ。御杖村は、駐車場と多機能トイレがあり、建物には、立ち寄った観光客らに、ここなんですね、村の魅力を知ってもらうためにチラシを置くと。要するに、村の宣伝をしておるわけですね。

舟橋はヒマワリ畑で何をしますか。これからの問題だと思いますけどね。そして、関係人口を増やし、地域活性化につなげ、村の広報的役割を果たすと言っておるんです。村はそこまで手をかけて広げにゃあかん。だから、そんなに成功したとは思っていない。ただし、これは来年、再来年、3年、4年、5年と続くんですから、これからの問題です。

けども、やっぱり村民は、トイレに1億円使った。高過ぎるという批判もあるそうです。当然ですよ。

だけど、これはやっぱり、先ほど言いましたように、発想を変える。見方を変える。視点を変える。

それで、村は、このヒマワリ畑の育成に関して、先ほど加藤議員からもありましたけども、4月13日に秋田県大館市から講師を招き、村の観光資源の開発を説き、6月15日には種植え、そして7月13日は草むしり、10月13日には収穫を実施。そのたびに協力を村は村民にお願いしたかどうか知りませんが、アピールしたんですよ。ところが、今ありましたけども、私自身は辛口で、残念ながら、周知徹底が行き届かなかった。住民はあまり活動をしなかったと感じているが、これは私だけでないと思います。

実際、私は3つとも行きました。確かに子どもたちは来ておった。そんなに大人は来ていない。それから、途中で見に行きました。県外から来たのは、私が見たのは1組。そんなもんなんですよ。要するに、宣伝が足りない。アピールが足りない。

こういった中で、これから中長期的な視点から、日本一を目指すかどうか知りません

けども、これをどのように村に位置づけし、要するに、最終的には村民の幸福度、幸福なんですよ。うわーってみんなで行って、良かったなと。こういう満足感といいますか、そういうものをどうして進めるかと。どのようにしてその幸福度を上げていくかと。村長の抱負を語っていただきたいというふうに思います。

もう一つ、ヒマワリ畑が休耕、要するに休んでおるとき、どう対応しますかね。何か考えておられますかね。

ヒマワリを収穫しました。はい、さようならでは、観光地化しないと私だけが考えるかと思えますけども、と思えますね。

どのように観光地化しますか。この問題はこれからも続くと思えますけども、まだまだ考えていかにゃいかんというふうに思います。

それから、もう一つ、このサンフラワープロジェクトの立ち上げまで、先ほども言いましたけども、講師の招聘。ここまでの費用は、概算、概略ですね、費用が15万2,000円、委託費が124万円、その他諸経費60万、合計約200万の経費がかかっておるんですよ。

先ほども言いましたけど、今の段階で費用対効果というものは問われませんが、来年、再来年、まだまだありますからね。問うことは難しいと思っています。

ただ、私が言っておるのは、金は使ってこそ、100円使ったら200円になったり、200円だったのが400円になったり、利益、効果が出ます。

だから、金は使うなと言っておりませんが、要はその効果、どういう効果があったかと。これは未知数ですから、これからこの事業をどう進めるかとなって。

けども、この問題は一応村長も頭に入れて置かんにならん。これから、また400万、500万、600万、かかっかもしれない。そうすると、その費用対効果、例えば何億円、うん千万かけたって、村民が喜ばんかったら全く意味がないという辛口の点です。

そこで、令和7年度も8年度も、もっともっと未来に事業を継続、推進すれば多額の経費がかかると。費用対効果を見極めながら、村民の幸福度の向上のために将来を見据えての計画はありますか。

そして、関係人口を増やし、あそこを観光地化し、村の発展のために、かつ本事業の発展のため、村民の幸福度の向上のため、村長の考えている目的遂行のための抱負を語ってもらいたいと。

もう一度言います。ヒマワリが休耕しておるとき、冬でもいいですわね。10月に使用して、その後全くあたらん、そのままだと思います。ですから、これももう一度やり考えていく必要があると思います。

この問題はもっと後ですが、一応考えておく必要があります。持続可能な観光地としてもそうです。

観光地を、そこをどうして持続可能にするか、何をするかというところで、村長の考えがあったら。若干先ほどの加藤議員の答えとダブってもいいですから、よろしくお願いします。

次に、役場の組織改革。確認と、要望とはいかないですけども、お願いですね。

私は、役場の組織につきましては、議員になって何年かたってから、生活環境課は職務分野が広過ぎる。1人の課長では見切れませんよ、あれだけの分野の仕事をね。だから、どうしても部分的にはおろそかになる。

もう一つ、2つ目。なぜか知らんけども、総務課と生活環境課、職務が入り乱れておる。総務課かと思ったら、いや、さ、あっちや、こっちやということですね。そういった、職務が入り組んでいると。なぜそうなったのか分かりませんけども。

そこで、村長は、6年度、今年ですね、4月から総務課の職務内容、グループ別か、何々グループ、何々グループ、何々グループ。それは、私はどうか分かりませんが、問題が解決したんですかね、どうなんですかね。ちょっと不思議には思っています。

そこで、私は5年3月議会で、舟橋村はますます発展しますから、その段階であって、過去の慣習とか慣例にとらわれていては、新しい考え、発想は出てこない。専門家といえますか、そういった人材が必要であると。

そのためには、やっぱり組織改革が必要であると。生活環境課を分割し、例えば、私は言ったんですけども、「住民自治課」「こども支援課」等に分割して、分野分野で仕事をしていく。そうすれば、突っ込んだアドバイスなりができると。

村長は、令和5年度中に生活環境課の職務分担等の精査、精査ですよ、構想を固め、6年度中に準備組織化、7年度から、要するに来年度ですね、設置実施の形で進めると述べておられました。

先日の全員協議会並びに新聞の報道のとおり、令和7年度から役場組織が改編になり、3課体制がスタートします。村長の有言実行、これは村長が偉大だと思います。有言実行ですね。考えたとおり、進めておられます。

説明の範囲内では、概要であって、大綱であって、大部であって、細かいところまで出ておりませんでした。まだ3か月ありますからね。

それぞれ職務の分野、どのように分けるのかね。あるいは、係長体制、班長体制か分かりませんが、どうされるのか。

オールマイティーの人が確かに必要かもしれませんが、やっぱりその道の専門家、その道に精通している人、この問題はあの人に聞いたらよく分かるというふうな人材。公務員の基礎知識を持っている人が当たり前であります。公務員ですから。

村長は提案理由で職員向けの様々な研修を実施し、職員の意識改革やスキルの向上に注力していきたいと言っておられますが、乞うご期待です。

終わります。

○議長（前原英石） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 5番森議員のサンフラワープロジェクトの辛口のご質問に答弁をさせていただきます。

まずは、参加いただいた村民の方々が大変少ないというところに関しましては、ご指摘のとおりだというふうに感じておりますと同時に、いまだ本事業の目的が十二分に村民の皆様には伝わっていないものと感じております。

先ほどの加藤議員のご質問にも答弁させていただきましたとおり、やはり住民間、そして世代間を超えたコミュニケーションの醸成という点においては、今後特段の思いを込めて、継続して村民の皆様に訴えていくことが必要であろうかと感じております。

今回、この事業の目的にこれを据えたのも、村内に数多くあります組織体の皆様からのご意見を基にしてこういった目的の事業が必要だというふうに感じたので、このサンフラワープロジェクトでそういったものを達成できないかというふうに思い至り、事業化したという経緯がございます。

ですので、そういった住民間、世代間を超えたコミュニケーションの醸成という点は、本来であれば村民の皆様にとって必要であるというふうに感じていらっしゃるものとして、改めて今後も継続して訴えていきたいというふうに考えております。

本事業の別の切り口となりますが、先ほども申し上げたとおり、商業発展の推進、関係人口の創出、そして子どもたちに対しては学びの機会の提供といったものがございます。そちらの点においては経過途中でありますので、継続すべき理由であるというふうに、同時に考えております。

以上を踏まえてにはなりますが、中長期の観点において、かねてより観光に対しても多くご質問をいただいております森議員の思いと同様に、本事業は舟橋村に数少ない観光資源の一つとして位置づけ、舟橋村に村内外から多くの方が足を運んでいただけるきっかけとなるように進めてまいりたいと考えております。

同時に、村民の皆様にとっては、このヒマワリの景観を楽しんでいただくことを通じて幸福度の向上につなげていきたいというふうに考えておりますし、商業として確立された暁には、特に村内のご高齢の方々には、この商業に就労していただくことで、生きがいという観点において幸福度を感じていただきたいと考えております。

本年においては、先ほどもご説明いたしました、小学３年生の児童には、種まき、収穫、種の取り外し、搾油を通した体験をいただきました。その過程においては、自発的にロゴマークの考案をいただく。自発的にヒマワリに対しての学びを深める。そういった機会があったと伺っております。

当初にはそのような自発的な取組が起こるということは想定しておりませんでした、子どもたちにとってはこのような経験ができるということも、ある種の幸福度につながるものではなかろうかと感じております。

あわせて、ご質問にございましたその観光地としてという部分においては、このサンフラワープロジェクトにおいては、この夏における舟橋村の観光地として位置づけをし、今後推進を図りたいというふうに考えておりますが、年間を通してと考えた際には、このサンフラワープロジェクトにおいては、なかなか観光地としては弱いものを感じております。

ですので、私としては、このサンフラワープロジェクトは夏の舟橋村の観光地、観光資源としてやっていきたいというふうに考えておりますので、そのほかの四季においては、春、秋、冬においては、また今後そのほかこのサンフラワープロジェクト以外のもので観光地として、舟橋村の春はこういったもの、秋はこういったもの、冬はこういったものというように、この事業とは別のものでこの観光地化というものを図っていくことを検討を進めてまいりたいと思います。

その点においても、今後より多くの皆様、村民の皆様、村外の皆様に関わりをいただくことで、今ほど申し上げました幸福度については向上につながっていくものと考えておりますので、その旨ご理解をいただきたいというふうに考えております。

先にではありますが、２番目のご質問、役場の組織改革についての答弁をさせていた

できます。

私が村長に就任して以来、舟橋村役場の改革を進めるため、職員お一人お一人と面談をし、それぞれの意見を聞きながら組織の現状と課題を整理、分析するとともに、新しい組織体制の検討を進めてまいりました。

今回の組織改編は、多様化する村民ニーズや新たな行政課題にスピード感を持って的確に対応していくという観点、並びに現状の生活環境課の職務分掌の幅の広さは適切ではないという考えに至ったこと。この点に関しましては、今ほど森議員のご指摘のとおりだというふうに感じております。

そしてまた、自身の公約として掲げた「子育てしたくなる村づくり」及び「高齢者にも安心な村づくり」をさらに推進するため、今回の議員全員協議会でもご説明いたしましたとおり、「健康福祉課」を新設し、3課体制への移行をするとしたものであります。

健康福祉課には、子育て支援、社会福祉、高齢者福祉、健康の保持増進など専門性の高い業務を集約することで業務の効率化を図るとともに、村民の皆様への行政サービスの質の向上を推進いたします。今回の組織改編は、舟橋村役場における改革の一端であります。

今ほどご質問にもありましたグループ化に関してのご説明を少しさせていただきたいと思いますが、今年度より、各課の業務の遂行に対してはグループ化で行う旨、職員の皆様には業務に当たっていただいておりますが、こちらは組織改編という位置づけよりも、業務の属人化を脱するためであったり、村民の皆様へのサービスの提供に滞りがないようにする体制の構築を目的として行っております。

現状は、1人の職員の方が特定の業務を担っておるがゆえ、その職員さんが不在の間に問合せに来られた住民の方、お電話をいただいた方には、その場でお答えできないことが多くございます。そういった問題を改善するという目的でのグループ化であるをご認識いただきたいと思います。

今後もこの組織改編に関しましては、村民の皆様のニーズに注視しながら、私がお伝えしておりますスローガンの一つでもある「光りかがやく未来をえがく ふなはし新時代！」を創造できるよう、取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石） 山崎総務課長の答弁ではございましたが、村長が答弁されましたので、これを答弁とさせていただきます。

課長、あるが。

山崎総務課長。

○総務課長（山崎貴史） すみません、私からも、森議員の役場の組織改革についての質問について、ちょっと補足させていただきます。

舟橋村の村長部局は、平成18年度から約19年間、総務課と生活環境課の2課体制となっておりました。

総務課では、人事、財政、税の賦課徴収、消防防災などを所管しておりまして、生活環境課では、保健衛生、社会福祉、農林、土木、簡易水道事業などを所管しておりましたところ、議員ご指摘のとおり、特に生活環境課の業務が多岐にわたっておりましたので、今回の組織改編に向けて検討を進めてまいりました。

今後の方向としましては、来年度から3課体制とすることとしておりますし、また村民の皆さんにとっても分かりやすい組織体制とするために、生活環境課の名称を「住民生活課」に変更して、窓口事務や住民の日常生活に関連する業務を集約することとしております。

○議長（前原英石） 森 弘秋議員。

○5番（森 弘秋） 今ほど、答弁ありがとうございます。

サンフラワープロジェクトチーム、これにつきましては、その事業をつかまえて、その事業から、村がどのように富山県内に宣伝するとか、あるいは日本の国に対して、いや、日本一ちょっとした面積の舟橋村があんなことをやっとなよということにしていきたい、いってもらいたいと。

ただ、ここに問題があるのは、さっき村長の答弁にあったけど、私も言いましたけど、観光地化することが目的ではない。目的は舟橋村の発展。舟橋村の村民の話は、答弁がありました、幸福度、いかに幸福を高めるか。これが目的なんです。観光地化することが目的ではない。手段にすぎない。

その手段をどうしてやっていくか。今年はここまで、来年はここまで、再来年はここまで、少し延ばして行って、答弁にありましたように、春夏秋冬、いかにしてそれを、あの場所、もっと言うけど、もっと倍くらい、3倍くらいにしてやっていくかと。これは大事だというふうに思います。

これにつきましては、村長に言いましたように、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

今ほど、それから次の問題で説明があったんですが、どんなに立派な組織をつくっても、人間が必要なんですよ。人材、中にいる人たち。だから、組織が立派にできても、中にいる人、人材、その人たちを育成し、勉強してもらいたいですね。

住民サービスをいかにして上げるか。そうしないと、組織ばかりが行って、先に歩んで、人がついていかんだら、意味ない。何のための組織改革か、組織改編か。

よく言いますように、組織が人を動かすのか、人が組織を動かすのか。物の本によりますと、組織的な思考の基本。自己の立場を全体の中でどのように把握するか。個々人が意識と能力を持つこと、立場を明確に把握することによって、当然その立場における自分の役割を果たさなきゃならん。全体との関連の中で見つけ出し、その役割をはっきり把握することによって、責任感と使命感は認識される。ここが大事なんですね。

だから、組織はあくまでも手段ですよ。そこにおる人たちが、私はこの仕事をするんだと。責任感と使命感が大事なんだ。立場に置かれた人々が、それぞれ考えなきゃならんというふうに思います。

そして、きめ細かな住民へのサービス。我々は税金で飯を食っておるがです。そういったことを、まず絶対忘れちゃいかん。いずれまた話を聞く機会があると思いますけども。

分かりやすいサービスの提供体制の構築と、機能的に組織が動く。窓口で村民と言いつけ合いをしてもしょうがない。下の下ですよ。サービスがゼロですよ。

そこで、村長には、簡単でいいからもう一度、俺は村長として、役場の職員をこんなふうに育てるんやと。組織をつくった。そこで一生懸命仕事をする人ということで、村長、大丈夫ですかね。効率的、機能的にどう運用、運営されますか。単純明快に、そんなに長くあたらずに結構ですから、よろしくお願いします。

○議長（前原英石） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 今ほどの森議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、サンフラワープロジェクトのくだりにつきましては、観光地化することが目的ではないというのは、おっしゃるとおりだと思います。私もこの事業の目的の一つに観光地化というのは決して入れておるわけではなく、関係人口を増やすことが、その先には舟橋村の観光地化につながるものというふうに考えておりますので、これは効果としてそういうふうになっていくのだろうかというふうに考えております。

その結果、村民の皆様に対しての幸福度については、ヒマワリ畑が観光地化になった

からといって幸福度が増すわけでは決してないと思っております。いかにこの事業を通して村民の皆様幸福度を感じてもらえる仕組みを組み込めるかという点においては、先ほども少し触れさせていただきましたが、今の段階ではこの景観を楽しむことであったり、それをサンフラワープロジェクトを通じて産業化した際に、その産業に関わっていただくことで生きがいの創出をしてもらうという、そういった部分しか今のところではちょっとお答えできないのは大変心苦しいところではございますが、ご指摘のとおり、広い意味で村民の皆様の幸福度を今後を高められるような取組へと昇華させていく必要があるのかなというふうに感じております。

そして、続いて、組織改編のくだりに対しましては、組織ができて、それを実行、実施する人材のほう重要でなかろうかというふうなお話だったかと感じております。

この点に関しても、先般より森議員からはこの議会質問でも多くご意見をいただいておりますが、やはりこの組織がいかに立派なものができる、そこに携わる、私をはじめ職員の皆さんが、どういった思いでやるか、どういった心持ちでやるかというのが重要であるということは、私も認識しております。

その一例としてはなるんですが、やはりこの組織の長である私自身がまずそういった思いを強く持たなくては、そのほかの職員の皆様には、その思いは伝播しないというふうに考えておりますし、私自身、この成長を怠れば、組織もそれ以上の組織になっていかないというふうに感じております。

職員の皆様の成長であったり、そういった思いの醸成を願うのであれば、まずは私が率先してそういった行動を示すことが大変重要であろうかと思うと同時に、そういった機会の提供に関しては、就任以来、継続的に機会の創出には努めておるつもりではありますが、来年以降、そういった機会をいかに職員の皆様に提供するかという部分においては、現時点においてそういった仕組みをまず自分自身に課す必要があるなというふうに考えております。

これは私が私に対して考えておるところでありますので、そういった仕組みを学び得る機会の提供を職員の皆様に、かつ仕組みを自分自身につくってまいりたいというふうに思います。

それを踏まえて、今ほどご指摘のとおり、一人一人の責任感、そして使命感というもの多くの職員の皆様に持っていただきたいというふうに願っております。

また、そういった点の改編も踏まえて、来年度以降この歩を進めてまいりたいと思

いますので、また適宜ご指摘、ご指導を賜りたいというふうに願っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石）　ここで、暫時休憩いたします。休憩は１１時２０分までといたします。

午前１１時０９分　休憩

午前１１時１８分　再開

○議長（前原英石）　ただいまの出席議員数は７人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

小杉知弘議員。

○１番（小杉知弘）　１番小杉知弘です。本日は通告どおり、舟橋村役場の改修計画について質問をさせていただきます。

突然ですが、皆様はこちらの議場を見て、もしくは議場に入るまでの役場の道中を思い返してみて、役場の内装について気になることはございませんでしょうか。

例えば、こちら側から見て左側、皆様から見て右側の壁になると思いますが、途中で色が変わっていることにお気づきでしょうか。それから、こちら側のクロス、こちらでもいいです。壁面です。それから、天井共に変色している箇所もあるのは分かると思います。

ここまでの道中はいかがでしょうか。階段の床の色は何色か覚えていらっしゃいますでしょうか。階段の床の色は、敷設当初は恐らく緑だったと思いますが、ほとんどの場所が黒く変色していると思います。階段の天井も、部分的に色が違ってきます。

今年も多くの村外からの視察があったと聞いています。また、今後子ども議会の開催なども検討してくださっていると思います。役場の廊下や議場は、役場職員だけでなく村民の皆様、村民以外の方の目にも触れる場所です。破損しているわけでもなく、機能的に問題がないからよいという意見もあるかもしれませんが、村内外の人をお迎えする場所として、誰が見ても恥ずかしくないように改修をすべきだと感じます。

同様に視聴覚室の内装についても、幾つか気になる点がございます。議場や廊下ほど多くの人の目に触れる場所ではありませんが、先日も村民表彰の場となりましたし、一

昨年１１月の当選証書授与式も視聴覚室で行われたと記憶しています。式典などに利用する場所としては、現在の整備状況は不適切だと感じています。

以上が見た目の問題ですが、機能的な面においても不十分な箇所があるような気もしています。先日、議場を見ていて気づいたのですが、傍聴席には車椅子が入れるスペースがないような気がします。それから、階段の最上段ですが、点字ブロックが設置されていません。こちらは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆるバリアフリー新法では設置が義務づけられているものだと思いますが、役場建設当時はこの法律が施行されておらず、対応がなされていないものと思われるのですが、今からでも設置されるべきものだと思います。同様に、オストメイト用の設備も、本役場については未設置だと思います。

来年は、今ほども話題に上がりましたが、３課体制になり、窓口が２階にも設置されることになると思います。窓口設置と併せて全てを一度に改修していくことは、村の財政面からも、考えても現実的ではないかもしれません。段階的に、または部分的に対応していただきたいと思います。現在、段階的な改修に向けた計画はございますでしょうか。もしまだないようであれば、今後の方針についてご意見を伺えればと存じます。

○議長（前原英石） 山崎総務課長。

○総務課長（山崎貴史） １番小杉議員の、役場の改修計画についての質問にお答えいたします。

今年度の舟橋村の行政視察の受入れ実績は、１１月末時点で１２回であり、その内訳は、議会関係者８回、他県の町村会が２回、他自治体の首長部局が１回、他県の公民館館長会が１回となっております。

視察の受入れの際には、主に役場２階の視聴覚室を利用しており、今年度の舟橋村の表彰式も視聴覚室で挙行いたしました。

舟橋村役場は、４８年前の１９７６年（昭和５１年）に竣工して以来、耐震補強や設備工事、内装改修等を適時行っておりますが、議員ご指摘のとおり、役場内には内装が劣化している箇所も見られるところです。

現在、来年度の組織改編に向けて庁舎内の執務室のレイアウト変更や通信環境の整備などを進めているところであり、併せて催事、イベント時の利用頻度が高い視聴覚室についても、内装を改修したいと考えております。

今後とも、庁舎につきましては、計画的に適時適切に整備してまいりたいと考えております。

○議長（前原英石） 古川元規議員。

○2番（古川元規） 2番古川です。

それでは、私からは、通告どおり2点についてご質問をさせていただければと思います。

まず、1点目、電子図書館の導入についてでございます。

ご存じのとおり、舟橋村立図書館の登録者数は既に1万人を超えまして、村の人口の約3倍に上り、さらには図書館と小中学校の図書室との図書の検索システムの導入など、既に新しい取組もしておられ、子どもたちの教育のみならず、村民の生涯教育やシビックプライドの醸成への一助となっているというふうに思います。

一方、全国的に電子図書館の導入も進んできており、その一例として、県内では入善町が導入しておりまして、この電子図書館の導入によって、期限切れによる督促作業の省略ができたり、紙の劣化や紛失を防ぎ、収蔵スペースの少なさも補おうという試みがなされております。

舟橋村立図書館も、今後も増え続ける蔵書のことを考えますと十分なスペースとは言えず、舟橋村においても電子図書館の導入を検討するべきではないかというふうに考えます。

電子図書館の導入には、大きく以下のメリットが挙げられます。

まずはアクセスの向上です。電子図書館は物理的な図書館に行く必要もなく、検索も容易で、さらに返却も不要なため、利便性が大きく向上します。小さな村とはいえ、駅をふだん利用しない人や交通手段に乏しい方でも、利用が容易になります。

また、電子図書館は物理的な図書館とは異なり、デジタルコンテンツは複製が容易である。この特性を生かしまして、同時に多くの人がアクセスできるため、同じ本を複数の利用者が同時に借りることができるように設計をされております。

そして、同様にデジタルコンテンツの強みとしまして、文字の拡大・縮小や文字を音声として読み上げる機能を用いることもでき、高齢者や目の不自由な方にとっての利便性向上も期待できます。

さらに、物理的な書籍の廃棄や保管にかかるコストを削減するとともに、電子書籍は紙の使用を減らすことで環境にも優しいとされておりますし、物理的な制約が少ないた

め、多様なジャンルや言語の書籍を提供できます。

このように、電子図書館の導入は、舟橋村立図書館の価値をさらに高めるとともに、2019年に施行された読書バリアフリー法にも適応する施策となると考えますが、当局の考えをお聞かせください。

続きまして、議会のユーチューブ配信についてでございます。

令和3年6月に、議会中継の動画配信について、閲覧数と費用について、また、さらに閲覧数を増やすためには、ユーチューブ等の動画配信サービスを活用したほうが効果的ではないのかという質問を、私、させていただきました。その際には、あまりよい返事はいただけず、現在に至っております。理由としては、不本意だとか、意図しないCMが入るといようなお話もございました。

それから3年半が過ぎた現在、他の自治体でもユーチューブによる配信をしている議会も少なくありません。渡辺村政となり、SNSによる情報発信なども少しずつ力が入ってきておりますので、いま一度ユーチューブでの議会中継配信についてご提案をさせていただきたいと思います。

ユーチューブによる議会配信には以下のメリットが挙げられるかと思います。

1つには、透明性の向上。議会の活動をリアルタイムで公開することで、市民は議員の行動を直接観察し、透明性が向上します。

アクセスの容易さ。ユーチューブは世界中で利用できるプラットフォームであり、多くの人が簡単にアクセスできます。これにより、より多くの人が議会の活動を知ることができます。

教育的価値。学生や一般市民は議会の運営や政策決定プロセスを学ぶことができ、これが民主主義教育に役立ちます。

コミュニケーションの促進。このように見やすくなることで、議員や市民の間のコミュニケーションが促進され、市民の意見や要望なども議員に直接伝える機会が増えることが想定されます。

記録の保存。配信は後でも見ることができるアーカイブ配信となりますので、重要な議論や決定が後からも参照することができます。

もちろん、これらのメリットは、現状の議会中継においてもある程度は担保されているというふうに考えますが、ユーチューブというプラットフォームを用いることで、さらにその効果が増すというふうに考えられますし、また継続していくコストも圧倒的に

安くなるというふうと考えられます。

これらのメリットは、導入のリスクが、先ほど言ったＣＭが入るとか、あるかと思いますが、それを上回る、そういうメリットがあるというふうに考えますが、当局の考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（前原英石） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） 私のほうから、2番古川議員の、電子図書館の導入についてのご質問にお答えいたします。

富山県内で電子図書館を導入しているのは、議員がおっしゃった入善町立図書館のほか、魚津市立図書館、高岡市立図書館、氷見市立図書館と富山県立図書館となっています。

県立図書館については、紀伊國屋書店の「K i n o D e n」を利用した、調査・研究のための専門書や辞典、ビジネスや医療、スキルアップに役立つ実用書の電子書籍となっています。その他の4つの図書館に関しましては、同じ業者が運営しています電子書籍ライブラリを利用して運用しています。

舟橋村立図書館では、開館以来、誰でも気軽に手に取れるような読み物、絵本、漫画をそろえることを収集方針とし、カウンターで一人一人に本を手渡ししてきました。紙媒体だから得られる想像力、表現力、コミュニケーション能力は、私たち読む者の人生を豊かにすると言われていますが、何よりも、ページをめくるときドキ感、家族で一緒に読める楽しさを小さな図書館で体験してほしいと願い、運営してきました。

議員ご指摘のように、電子図書館を利用するに当たり、本の貸出しや返却といった対応、本の破損、劣化などがないなど、多くの利点があります。しかし、導入するに当たり、それ相応のコストがかかってまいります。

電子図書の運営方法につきましては、出版社との契約にもよりますが、あくまでデータを所有する権利ではなく、利用する権利を購入することになります。

図書館で導入について検討しましたが、タイトルを複数人に貸出しできる契約になると料金が高くなるため、一つのタイトルに一人の貸出しとする館がほとんどであること。1点の図書が紙媒体の倍以上、平均3,000円以上であること。ほとんどが2年間または貸出し回数が52回までのライセンス有効期限つきであること。読み物、絵本等の電子書籍は、著作権の関係からは比較的出版年の古いものであり、出版点数が少ないこ

と。資料保存ができないことという点から、導入を見送っています。

また、この電子図書館ですが、それぞれの市町村にお住まいの方限定で貸出しをしているのがほとんどです。ですので、面積が3.47平方キロメートルで人口3,000人余りの舟橋村で導入するのは、費用対効果の面からも難しいと考えているということをお伝えして答弁いたします。

○議長（前原英石） 山崎総務課長。

○総務課長（山崎貴史） 私からは、議会のユーチューブ配信についての質問にお答えさせていただきます。

舟橋村では、議会のライブ中継、過去の議会中継の編集、会議録の作成業務を一括して業者に委託し、村の公式ホームページから情報を発信しております。

過去の議会中継映像には、質問者、答弁者の発言内容を字幕表示するほか、一般質問の概要を質問者の顔写真と合わせて掲載するなど、村議会の内容を分かりやすく、身近なものとして感じていただけるように努めてきました。

議員からご提案のありましたユーチューブにつきましては、特に10代から30代の利用率が高いことから、ユーチューブで配信することにより、主に若年層の閲覧する機会の創出が見込まれると考えております。

一方で、配信サイトの変更によって発生する動画の編集作業や費用の検証が必要と考えられますので、村としては、委託業者とも調整しながら、まずは公式ホームページに掲載している過去の議会中継の動画を試行的にユーチューブで配信することができないか検討してまいりたいと考えております。

○議長（前原英石） 古川元規議員。

○2番（古川元規） ご答弁、ありがとうございます。

まず、電子図書館についてですけれども、いろいろと状況がある。また、コストがかかるという中で、小さな村で導入するのが難しいというお話でございました。

なかなか、確かにその現状では難しいのかなというふうには感じましたが、もし可能であれば、ほかの自治体で同様のサービス、同様のをしているということなので、それはほかの自治体では住民のみにしか提供していないということなんです。どこかほかの導入している自治体とタイアップするような形でそのサービスを利用したりとか、そういうような方向性ができないのかなど、これからさらに情報化時代になっていく中で常にちょっと模索などを続けていっていただければと思います。

現状で導入できない、見送っているというのは理解いたしました。

次に、ユーチューブ配信についてでございます。

こちらについてなんですけれども、現状、業者が編集して分かりやすくしていると。それは大変結構なことかとは思いますが、やはりユーチューブとか、ほかの動画サービスもあるのかもしれないんですけれども、全然関係ない動画を見ていても、お勧めとかに出てきたりとか、何となくクリックがしやすいとか、そういうようなやっぱり導入の仕組みというか、が現状とは大きく違うというふうに思います。

試験的に流すのも、もちろん、まずはそこからだとは思いますが、ユーチューブ動画として、見るに堪えるといったら表現が失礼かもしれないんですけれども、気軽に見られるような編集をかけていただける業者さんにそのようなお願いをするなどした上で、ユーチューブ配信をしていく必要もあるのかなというふうに思いますので、そのようなことを踏まえながら、また進めていっていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（前原英石） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） 古川議員の再質問についてお答えいたします。

私の手持ちの資料の中には、他の図書館との連携というふうなことができるかどうかというものがございません。

ただ、先ほども申しましたが、4つの県内の図書館は同じ業者からデータを使える権利を買い取って行っているということですので、現状では、他の図書館との連携を取るということは非常に難しいのではないかと考えておりますが、この後どのようなことができるのか、また検討のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（前原英石） 以上をもって一般質問並びに質疑を終わります。

（議案の常任委員会付託）

○議長（前原英石） 次に、ただいま議題となっております議案第37号から議案第45号までは、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

散 会 の 宣 告

○議長（前原英石） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前 11 時 39 分 散会